

霧島市条例第71号  
令和元年12月27日

霧島市営関平温泉・霧島市営関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市営関平温泉・霧島市営関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営関平温泉・霧島市営関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第257号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

別表第1中

「

区分	入浴料	貸切風呂	
		入浴料	部屋代
利用者			
おとな	310円	310円	1室2時間当たり
こども (小学生)	150円	150円	1,240円
幼児	無料		

」を

「

区分	入浴料	貸切風呂	
		入浴料	部屋代
利用者			
おとな	1回につき320円 回数券12枚つづり3,200円 回数券25枚つづり6,400円	320円	1室2時間当たり 1,260円
こども	1回につき150円	150円	

(小学生)	回数券 12 枚つづり 1,500 円 回数券 25 枚つづり 3,000 円	
幼児	無料	

」に改め、

同表の備考中「620円」を「630円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。